

北広島町公告第27号

北広島町地域公共交通M a a S 推進事業社会実装計画策定業務の実施にあたり、委託先の事業者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和4年6月20日

北広島町長 箕野 博司

1 業務内容

(1) 業務名

北広島町地域公共交通M a a S 推進事業社会実装計画策定業務

(2) 業務の仕様等

プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和5年2月28日まで

(4) 履行場所

広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場まちづくり推進課

(5) 事業予算上限額

1,650千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年・令和4年において町が行う物品及び役務並びに修繕を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県及び北広島町の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1 2 3 4 番地

北広島町役場まちづくり推進課（北広島町役場 2 階）

電話 050 - 5812 - 1856(ダイヤルイン) ファクシミリ (0826) 72 - 5242

E-mail : chiiki@town.kitahiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和 4 年 6 月 20 日（月）から令和 4 年 6 月 27 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

北広島町ホームページからダウンロードする、上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 4 年 6 月 29 日（水） 午後 5 時 00 分

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 4 年 6 月 30 日（木）までに、参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和4年7月8日(金) 午後5時00分

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、北広島町地域公共交通Ma a S推進事業社会実装計画策定業務プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、北広島町地域公共交通Ma a S推進事業社会実装計画策定業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和4年7月22日(金)までに、すべての提案書提出者に対し、参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 契約保証金の額

契約金額の100分の10以上の額を納付する。

イ 契約保証金の全部又は一部の免除

下記のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部の免除することができる。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- ② 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- ③ 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、その者が当該契約を締結する日前2年度の間当該契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を町又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

④ 指名競争入札、随意契約を締結する場合において、契約金額が250万円未満、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 公募型プロポーザルの延期または中止

新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大等の不測の事態が発生した場合は、当該公募型プロポーザルは延期または中止する場合がある。

(6) その他

プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場まちづくり推進課（北広島町役場2階）

電話 050 - 5812 - 1856(ダイヤルイン) ファクシミリ (0826) 72 - 5242

E-mail : chiiki@town.kitahiroshima.lg.jp